第五章　軽自動車検査協会関係

1．軽自動車検査協会の業務等について

1. 協会の業務等

（１）業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

（２）事務所所在地等

事務所	〒	所在地	ＴＥＬ
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲１２５８番地１８ （国分寺流通センター内）	050-3816-3122
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地１番地３	050-3816-3123
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町１８１４番地の２	050-3816-3124
高知事務所	781-0270	高知市長浜３１０６番地２	050-3816-3125

（３）業務受付時間

窓口　午前８時４５分から１１時４５分まで、午後１時から４時まで

検査　午前９時から１２時まで、午後１時から４時まで

（土・日・祝日、１２／２９～１／３は休業）

（４）ユーザー車検予約システム（平成２７年１月３０日～）

〇パソコン（インターネット）、スマートフォン、

第３世代以降の機種による携帯電話（WEB）での検査予約

https://www.kei-reserve.jp/

〇固定電話での検査予約（音声案内に従って検査の予約を行います。）

香川主管事務所　050-3818-8669

徳島事務所　050-3818-8670

愛媛事務所　050-3818-8671

高知事務所　050-3818-8672

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録（アカウント登録）が必要です。

軽自動車検査協会からのお知らせ

平成26年10月1日（水）より

軽自動車検査協会の各事務所の電話番号が変わります。

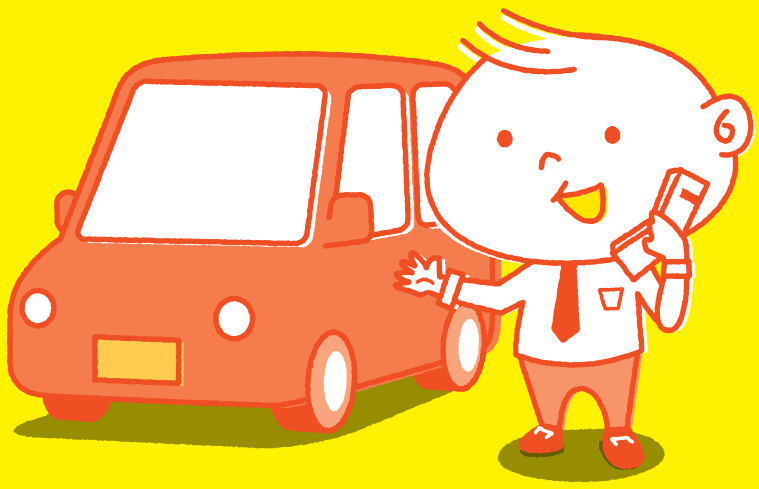

事務所へおかけになった電話は、
コールセンターにてお受けいたします。

香川主管事務所管内
コールセンター電話番号一覧

受付時間 8:30～17:00　休業日 土・日・祝日・12/29～1/3

香川主管事務所	☎050-3816-3122
徳島事務所	☎050-3816-3123
愛媛事務所	☎050-3816-3124
高知事務所	☎050-3816-3125

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

平成27年12月7日

お　知　ら　せ

エアバッグ警告灯が点灯等している場合は検査保留となります

エアバッグが装着されている自動車について、エアバッグに異常があることを示す警告灯の点灯等が認められた場合は、基準に適合しているとは判断できません。
販売店等へお問い合わせのうえ、適切に整備されるようお願い致します。

（警告灯の例）

前方のエアバッグ（異常）のテルテール	側方のエアバッグ（異常）のテルテール

（異常を示す点灯の例）
・ エンジンがかかっている状態でエアバッグ警告灯が点灯又は点滅している。
・ 電源投入時にエアバッグ警告灯が点灯しない。

なお、ハンドルの交換などに伴うエアバッグ取外しであっても、警告灯が点灯等している場合は適合と判断できない場合がありますので、ご注意ください。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お知らせ

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

外部突起に係る基準の適用開始について

平成29年4月1日より、平成21年1月1日以降に製作された乗車定員10人未満の乗用車には**外部突起に係る基準が適用されます。**

既に届出された自動車についても**遡って適用されるため、ご注意ください**ますようお願いします。

外部突起に係る基準の概要

対象車両

平成21年1月1日以降に製作された乗車定員10人未満の乗用車
（これらをベースとした特種用途自動車（8ナンバー）を含みます。）

対象部位

自動車の車体の表面。ただし次の部位は除きます。
・フロアライン※1より下方の部分
・直径100mmの球体が接触しない部分　ほか

※1　鉛直線と母線とのなす角度が30°である円錐を、自動車の外部表面にできるだけ低い位置で連続的に接触させたときの接点の軌跡をいいます。

主な要件

曲率半径が2.5mm未満である突起を有してはならない。

測定方法

Rゲージを用いて突出量に応じた曲率半径があるか測定し、適否を確認する。

測定例

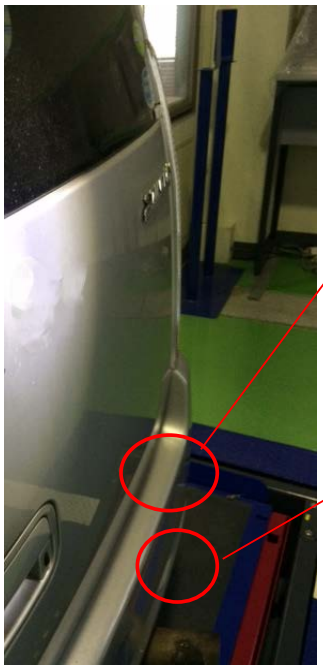

適合
バンパー上部の角部の半径が2.5mm以上ある。

不適合
角部の半径が2.5mm未満のマフラーが車体より突出している。

様式改正のお知らせ

～自動車重量税還付申請書～

平成２７年１２月
国　　税　　庁
軽自動車検査協会

平成 28 年１月以後に提出する自動車重量税還付申請書（軽第４号様式の３）については、社会保障・税番号制度の導入により、「個人番号又は法人番号」を記載していただく必要があります。
「個人番号又は法人番号」の記載欄が追加された改正後の様式については、以下をご参照ください。（社会保障・税番号制度の概要については、裏面をご参照ください。）
なお、自動車重量税還付申請を伴わない解体届出（自動車検査証の返納を伴うものを含む）においては、改正前の様式を使用することもできます。

【改正後の様式】

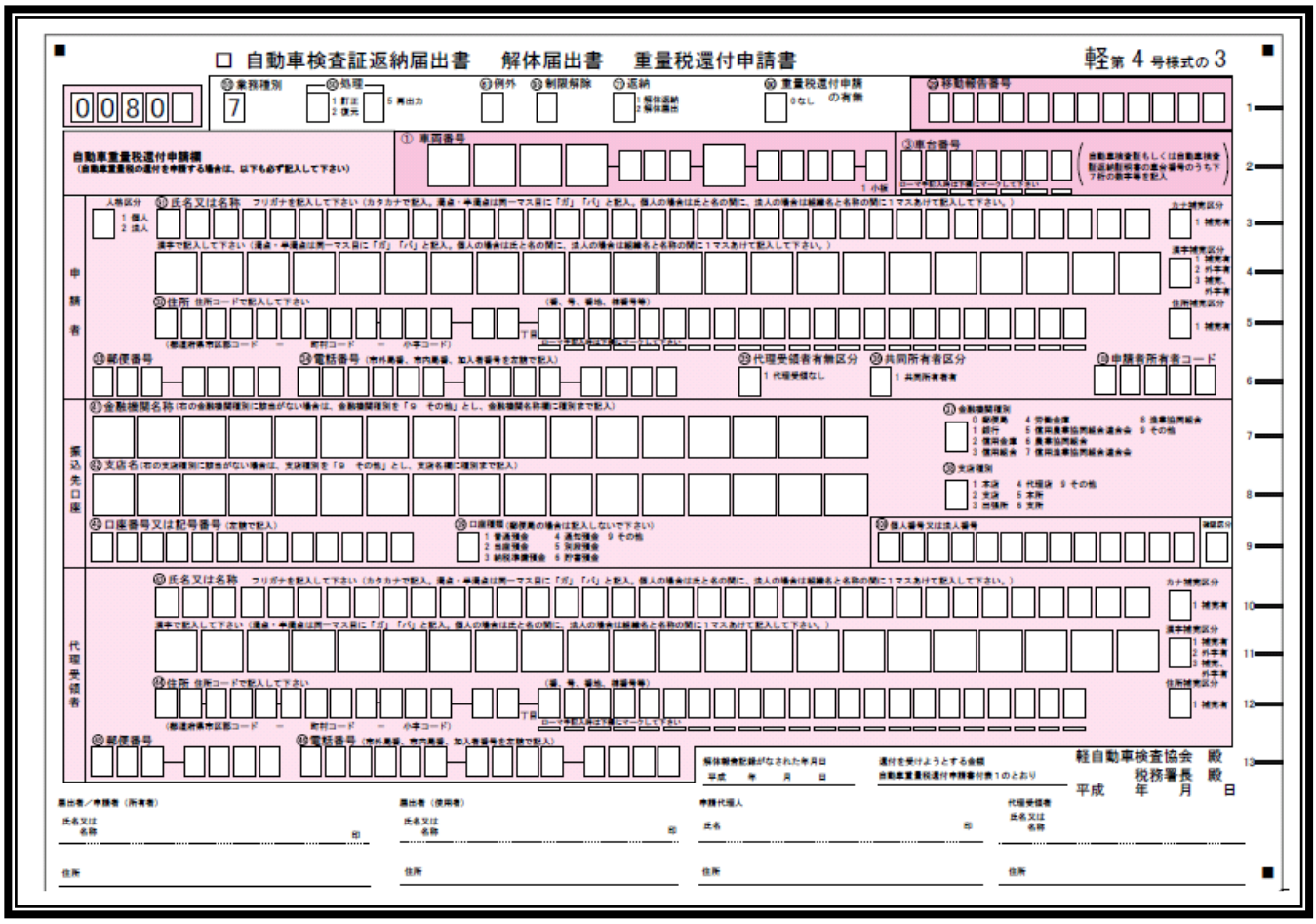
□ 自動車検査証返納届出書　解体届出書　重量税還付申請書
軽第４号様式の３

【変更点】

申請者の「個人番号（12 桁）又は法人番号（13 桁）」を以下のように記載することとなります。

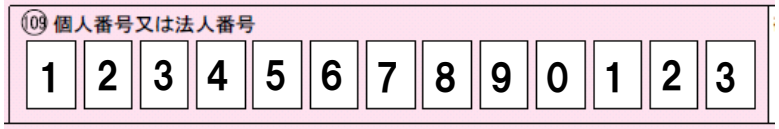

※記載例は、申請者が法人の場合となります。

社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度の概要

○　社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

○　平成 27 年 10 月から、個人番号・法人番号が通知され、平成 28 年１月から順次利用が開始されます。

○　税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

申請書を提出する際に、本人確認が必要になります！

○　個人番号を記載した申請書を提出する際は、本人確認（番号確認及び身元確認）が必要となるため、本人確認書類を提示又は本人確認書類の写しを申請書に添付していただく必要があります。

≪本人確認を行うときに使用する書類の例≫

１　個人番号カード（番号確認と身元確認）

２　通知カード（番号確認）＋運転免許証、パスポートなど（身元確認）

通知カード（イメージ）

個人番号カード（イメージ）

表面

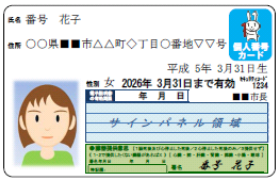

裏面

○　代理人（申請者からの委任により申請書を提出する者）が個人番号を記載した申請書を提出する際は、①代理権の確認、②代理人の身元確認、③本人の個人番号確認が必要になります。

≪本人確認を行うときに使用する書類の例（代理人提出）≫

委任状（代理権確認）＋代理人の運転免許証など（代理人の身元確認）＋本人の個人番号カードの写し（本人の個人番号確認）

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせ

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせはこちら

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
  http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html
- マイナンバーコールセンター（マイナンバー総合フリーダイヤル）0120-95-0178（マイナンバー）（無料）
  ※ 平日９時 30 分～22 時 00 分 土日祝９時 30 分～17 時 30 分（年末年始 12 月 29 日～1 月３日を除く）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報はこちら

国税庁ホームページのトップページ上段の 社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉 をクリック
http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm
最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

重要なお知らせ

申請書(OCRシート)の無償配付について

平成29年1月より、無償にて配付いたします。

※　現在お手持ち（使用中）の申請書は引き続きご使用いただけます。

※　汎用紙等に印刷された申請書ではお手続きできません。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization